

池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

池田町大野町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）のもと、共同で管理・運営する池田町大野町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を平成29年9月より開設し、現在、公募型プロポーザル方式で選定した事業者により学校給食の調理・配送等の業務を委託しております。ついては、令和8年7月末の契約期間満了に伴い、新たに学校給食の調理・配送等業務を、民間事業者に委託します。学校給食は、「安全」「安心」で「おいしい」給食として「安定的」に提供するだけでなく、日常生活の食事についての正しい知識、地元特有の風土の中で培われた食文化や農業、地域産業の状況を理解する役割、農産物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育む役割等を理解することが重要です。池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）により、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、審査したうえで、委託業者を選考することを目的とします。

2. 業務の概要

(1) 業務名

池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託

(2) 業務場所

施設名	池田町大野町学校給食センター
所在地	揖斐郡池田町粕ヶ原2031番地の1

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和13年7月31日まで

ただし、業務履行期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日までとし、令和8年7月31日までの間は、習熟訓練等の準備期間とする。

(4) 業務内容

別紙「池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」のとおり

(5) 提案限度額

1,009,859,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

□各年度の限度額

令和8年度（8月～3月） 111,116,500円

令和9年度（4月～3月） 183,256,700円

令和10年度（4月～3月） 196,788,900円

令和11年度（4月～3月） 214,550,600円

令和12年度（4月～3月） 229,774,600円

令和13年度（4月～7月） 74,372,100円

3. 参加事業者の条件等

(1) 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- ア 法人格を有し、本委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ これまで、大規模な学校給食調理施設（共同調理場）での受託実績を複数年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を行っている者。
- ウ 参加事業者は、東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）に本社、支社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
- エ 過去3年以内に本社・支社・支店又は営業所等を含め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止処分を受けていない者。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- キ 公告日において、国税及び地方税を滞納していない者。
- ク 公告日において、池田町・大野町から指名停止を受けている期間中でない者。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。また、池田町・大野町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく資格停止処分を受けていない者。
- コ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損額賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者。

(2) 参加資格の確認

参加事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とし、参加資格要件確認書（様式第2号付表）記載のすべての要件を満たす者とする。参加資格がない事業者については文書で通知します。ただし、参加資格確認後から委託事業者が決定するまでに参加者の備えるべき要件を1つでも欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(3) 参加に関する留意事項

- ア 参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。
- ウ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- エ 参加事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書類等の著作権は、協議会に帰属するものとします。
- オ 提出された書類については、変更できないものとし、如何なる理由にかかわらず返却いたしません。
- カ 協議会が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、協議会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。

キ 参加表明書類提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の参加は無効とします。

- (ア) 参加事業者が不渡手形又は、不渡小切手を出した場合
- (イ) 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- (ウ) 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合
- (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他

ア 協議会が提出する資料及び質問への回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 実施要領等に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

ウ 選考結果についての不服及び意義申し立ては認めません。

4. 手続き等

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

プロポーザル実施告示	令和8年4月1日(水)
実施要領等に関する質疑の受付	令和8年4月2日(木)～9日(木)
実施要領等に関する質疑の回答	令和8年4月22日(水)午後5時
現地見学会	希望者は、令和8年4月9日(木)までに、現地見学参加申込書(※別記1)を提出してください。
参加表明書(兼参加資格審査申請書、提案書類)の受付	令和8年4月23日(木)～28日(火) ※28日は午後4時を期限厳守とします。
第一次審査(書類審査)	令和8年5月中旬予定 参加事業者が3社以上の場合に実施。 (3社未満の場合はこの限りではない。その場合、事業者へ通知する。)
第一次審査結果通知	令和8年5月下旬予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月上旬予定
第二次審査結果通知・公表	令和8年6月中旬予定
受注事業者の決定	令和8年6月中旬予定
契約の締結	令和8年7月上旬予定
業務開始準備	契約の締結から令和8年7月31日
業務履行期間	令和8年8月1日から 令和13年7月31日まで

(1) 実施要領等の掲載期間

期 間 令和8年4月1日(水)から令和8年4月29日(水)まで
様式等については、池田町・大野町のホームページからダウンロードしてください。

(池田町 URL) www.town.ikeda.gifu.jp/

(大野町 URL) www.town-ono.jp/

(2) 現地見学

ア) 期 日 令和8年4月20日(月)、21日(火)、22日(水) 午前9時～午後2時
※上記日時のうち、協議会が指定する日時となります。調理場内の立ち入りも可能ですが、検便検査、白衣、下履き等が必要となります。別記1「現地見学参加申込書」をご確認ください。

イ) 集合場所 池田町大野町学校給食センター

ウ) 見学内容 調理施設の見学

エ) 申し込み 令和8年4月9日(木)午後4時までに、別記1「現地見学参加申込書」をFAX又は電子メールで下記まで申し込みください。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等の内容に関する質問は、参加を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

ア) 期 間 令和8年4月2日(木)～9日(木) 午後4時まで

イ) 受付方法 質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出してください。

ウ) 件 名 「池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託質問書」

エ) 宛 先 池田町大野町学校給食センター協議会 下記メールアドレスまで

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和8年4月22日(水)午後5時に池田町・大野町ホームページ上により回答します。なお、電話及び口頭等に個別対応はいたしません。

質疑に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

5. 提出書類

(1) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書の提出

ア) 提出期限 令和8年4月28日(火)午後4時まで

イ) 提出先 「8. 問い合わせ先及び書類等の提出先」参照

ウ) 提出方法 上記提出先に持参とし、その他の方法による提出は受け付けません。
(午前9時～午後4時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

エ) 提出書類

(ア) 参加表明書(兼参加資格審査申請書(様式第2号)) 正1部・副9部

(イ) 様式第2号記載の添付書類 正1部・副9部

(ウ) 提案書及び見積書(様式第4号～第11号の2) 正1部・副9部

オ) 注意事項

(ア) 原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけるとともに、フラ

ットファイルに編冊すること。ただし、会社の沿革及び組織についてはPR用のパンフレットでも可とします。

- (イ) 正本は、会社名入りとし、押印したものとします。
- (ウ) 各様式において、枚数制限の範囲内で、評価項目について記載してください。
- (エ) 見積もり額が、「2（5）」提案限度額を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合には失格とする場合があります。
- (オ) 押印する印鑑は、実印（法務局が証明する代表者の印鑑）とする。
- (カ) 提出期限後の内容の変更及び追加、再提出、補正は認めません。
- (キ) 提出された書類は返却しません。

カ 提案に関する留意事項

- (ア) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び、学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要領等を遵守すること。
- (イ) 地域貢献について
調理業務従事者の雇用について、現在の給食センターで調理業務に従事している嘱託職員等の活用に関する提案を行うこと。

(2) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第12号）を提出してください。なお、一度参加辞退届を提出した者は、以降の参加表明資格を失うものとします。

6. 資格及び提案の審査

池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の審査方法や「参加事業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選考を行います。

(1) 審査方法

ア 参加資格審査

審査委員会は、参加資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この実施要領等に記載している参加事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

イ 第一次審査

審査委員会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「参加事業者選定審査基準」により採点し、総合評価で順位づけを行います。参加事業者が3者以上有る場合は第一次審査として、得点の高い上位3事業者を選定します。ただし、参加事業者が3事業者に満たない場合は、この限りではありません。この場合は、事業者にその旨を通知します。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合など、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

ウ 第二次審査

(ア) 審査委員会は、第一次審査において選定された参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

・日 時 令和8年6月上旬頃を予定

- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 プレゼンテーションとヒアリング含めて30分程度（説明20分、質問10分）とします。
- ・出席者 3名以内
- ・説 明 事業者の説明は提案書により行うこととし、パソコン、プロジェクター、スクリーンの使用も認める。（追加資料は認めない。）
パソコン、プロジェクターは各自準備し、スクリーンは協議会で準備します。
- ・詳細は別途通知します。

（イ）審査委員会は、「参加事業者選定審査基準」により採点し、総合評価で順位付けを行います。

（2）参加事業者選定審査基準

標準的な審査基準は別表のとおりとし、第一次審査180点、第二次審査220点の計400点満点で評価します。

（3）審査委員、関係職員との接触の禁止

審査委員、関係職員など主催者の関係者に対し、審査内容に関する事項などの連絡を求めするなど、公平性及び厳正さを欠く行為となる接触を禁止します。

（4）審査結果の通知及び公表

第一次審査における審査結果は、参加者全員に通知します。また、第二次審査後の審査結果は、池田町・大野町ホームページに公表します。なお、審査結果についての異議申し立ては認めません。

（5）優先交渉権者の決定

協議会は、審査委員会により、第一次審査、第二次審査（提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング）で審査した結果、合計評価点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結します。

（6）委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により協議会と随意契約を行います。

（7）再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

7. その他

(1) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに協議会に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

ア 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合は、協議会は事業者に対し修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができます。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、協議会は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

イ 協議会の債務不履行の場合

(ア) 協議会の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できることとします。

(イ) 前号において、事業者が契約を解除した場合は、事業者は協議会に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、協議会及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、協議会又は事業者は契約を解除できます。

(2) 消費税の取り扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとします。

8. 問い合わせ先及び書類等の提出先

池田町大野町学校給食センター協議会事務局（池田町大野町学校給食センター内）

住 所 揖斐郡池田町粕ヶ原2031番地の1

電 話 （0585）－35－5511

FAX （0585）－35－5512

E-mail school-lunch@town.gifu-ikeda.lg.jp

別表

参加事業者選定審査基準

評価項目	評価の観点	評価方法	評価点	
			一次	二次
ア 会社概要・ 業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務健全性（売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等） ・技術者数 ・学校給食調理業務受託実績（センター方式） ・大規模な学校給食調理場での実績が複数年あり、現在も継続している ・調理配送業務の一括受託実績 ・ドライ方式での実績 	様式第2号、 様式第3号及 び様式第5号 の審査	15	15
イ 学校給食 に関する基本 的な考え・提 案	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の意義や役割に対する理解度、取り組み姿勢 ・食育支援への考え方や実績、取り組み体制 	様式第6号の 審査	25	25
ウ 業務等の 実施体制に関 する考え・提 案	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制、業務責任者や食品衛生責任者等の配置 ・配送等も含めた配置人数、配置者の資格、経験内容 ・学校給食の専門性、安定供給に関する実施方針、サービス水準 ・地域雇用促進に関する考え方 ・従事者の休暇や急な欠員等に対応するための体制 ・受託決定から業務開始に向けての準備に関する考え方 ・作業工程表、作業動線図 	様式第7号の 審査	40	40
エ 衛生管理 に関する考え ・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の考え方や対策 ・指導、管理体制の確保方策 ・従事者の健康管理の方法 	様式第8号の 審査	35	35
評価項目	評価の観点	評価方法	評価点	

			一次	二次
オ 危機管理 に対する考え ・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒、調理事故、異物混入等発生時の対処体制と防止策 ・生産物賠償責任保険等の損害賠償保険への加入内容と補償額 ・災害時の対応 ・災害支援協力等の実績 ・アレルギー対応食の考え方 ※すでに乳・卵の対応食を実施しておりますので、そのことを含めた考え方をお願いします。	様式第9号の 審査	35	35
カ 調理等従 事者の教育に 関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者に対する指導、研修計画等の人材育成に対する考え方 ・受託決定から事業開始までの従事者への指導・研修 	様式第10号 の審査	10	10
キ 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な経費負担内訳 ・評価項目ア～カを踏まえて適切な価格のもとに見積額が算定されているか 	様式第11号 及び様式第11号付表の審査	20	20

上記事項以外の評価項目

評価項目	評価の観点	評価方法	評価点	
			一次	二次
ク その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記事項以外の評価項目で、審査委員会委員が求めるもの、又は事業者からの独自の提案で評価すべきもの、若しくは双方を考え合わせたものの評価 	ヒアリング	—	40